

# 配分金・給与と確定申告について

(請負・委任契約で就業されている方)

1月下旬に「Smile to Smile」にて「配分金支払証明書」を配信します。

## ① 配分金等の確定申告について

請負契約で就業した場合、会員の皆様とセンターまたは発注者との間に雇用関係はありません。会員の皆様が受け取られた配分金は、所得税法上では、『雑所得』として扱われます。『雑所得』の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、配分金収入にかかる必要経費の金額が65万円未満の場合、配分金は「家内労働者等の必要経費の特例」に該当し、65万円を上限に配分金収入より控除できます。

したがって配分金以外に所得税法上の所得がない場合は、基礎控除と特別控除をあわせての控除ができます。なお、配分金収入以外に給与収入がある方で、その金額が65万円以上あるときは、この特例は受けられません。

また、公的年金を受給されている方は、公的年金等控除を行えます。

詳細については下記の税務署にお問い合わせください。

## ② 配分金支払証明書について

令和7年中に就業のあった方全員に、「Smile to Smile」にて「配分金支払証明書」を1月下旬に配信いたします。

証明書の支払金額欄は令和7年1月から12月の就業実績分の合計が記載されており、会員口座への入金額の合計ではありません。これは配分金は給与所得ではなく雑所得であり、収入すべき時期は支払日（口座入金日）ではなく役務提供を完了した日となるためです。確定申告は証明書に記載の金額で行ってください。

※書面での発行が必要な方は、最寄りのセンターの窓口にお越しいただければ発行可能です。

(派遣契約で就業されている方について)

派遣のお仕事をされている方には、兵庫県シルバー人材センター協会（兵シ協）より「源泉徴収票」を郵送しています。派遣で得た収入は『給与所得』となります。

なお、源泉徴収票に記載されている金額は令和7年1月から12月の間に支給された給与です。

「配分金支払証明書」・・・『雑所得』

「源泉徴収票」・・・『給与所得』

いずれも確定申告の際に必要になりますのでご確認ください。

## 確定申告についてのお問い合わせは直接税務署へ

◎申請の詳細、計算方法や書き方等、申告等に関するお問い合わせは各税務署へ直接お問い合わせください。

区	管轄税務署・電話番号	区	管轄税務署・電話番号
東灘区	芦屋税務署 0797-31-2131	長田区	長田税務署 691-5151
灘 区	灘 税務署 861-5054	須磨区	須磨税務署 731-4333
中央区	神戸税務署 391-7161	垂水区	
兵庫区	兵庫税務署 576-5131	西 区	明石税務署 921-2261
北 区			

参考：国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>